



2026年6月1日

各 位

会 社 名 S G ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 本 秀 一
(コード番号：9143 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 財 務 ・ 経 営 企 画 担 当 高 垣 考 志
(TEL 075-693-8850)

当社子会社に対する行政処分に関するお知らせ

当社の連結子会社である SGH グローバル・ジャパン株式会社（以下、「SGJ 社」）は、当社が 2026 年 2 月 2 日に開示いたしました「当社子会社における保税蔵置場の許可失効に関するお知らせ」（以下、「前回の開示」と記載。）に記載の関税法違反による通告処分を受けたことに伴い、通関業の許可取消および保税蔵置場の許可取消の行政処分を受けることとなりました。

当社および SGJ 社は、本件について、厳粛に受け止め、深く反省し、お客さまならびに関係者の皆さまに心よりお詫び申し上げます。このような事態を繰り返さないため、コンプライアンスの強化、ガバナンス体制の構築、再発防止策の履行を徹底してまいります。

記

1. 事案概要

前回の開示の通り、2025 年 6 月に東京ロジスティクスセンター保税蔵置場で取り扱った外国貨物について、税関長の許可を受けることなく輸入したことが、東京税関による調査により発覚しました。当該行為は、関税法第 67 条*の規定に抵触し、SGJ 社および関与した従業員は、同年 12 月に東京税関より通告処分を受けることとなりました。

今般、上記通告処分を受けたことに伴い、SGJ 社に対する通関業の許可および、同社保税蔵置場である成田ロジスティクスセンター並びに関西空港ロジスティクスセンターの保税蔵置場の許可がそれぞれ取り消されることとなりました。

【処分内容】

(1) 通関業

通関業務停止 : 2026 年 6 月 1 日～2026 年 8 月 31 日

通関業の許可取消 : 2026 年 8 月 31 日

※取消処分の効力発生は、2026 年 9 月 1 日からとなります。

(2) 保税蔵置場

保税蔵置場の許可取消：2026年5月31日

対象拠点：成田ロジスティクスセンター保税蔵置場、関西空港ロジスティクスセンター保税蔵置場

※取消処分の効果発生は、2026年6月1日からとなります。

2. 発生原因および再発防止策について

【発生原因】

本件に至った直接的な原因は、業務に関与した従業員のコンプライアンス意識の希薄化によるものであります。しかしながら、その背景には、近年の越境 EC 市場の急成長に伴う貨物量の大幅な増加に対して、現場への十分な人員配置が追いついていなかったという構造的な問題が生じていました。その結果、法令遵守よりも配送リードタイムを優先せざるを得ない心理的・物理的な圧力が現場に過度にかかっていたこと、ならびにそれらを早期に検知・是正すべき当社のガバナンス体制に重大な不備があったことこそが、本件発生の原因であると深く反省し、重く受け止めております。

【再発防止策】

当社グループは、二度と本件のような重大な法令違反を繰り返さないという強い決意のもと、経営トップの主導により、①オペレーションの再設計、②組織設計の見直し、③人事制度の見直し、④コンプライアンス教育の徹底、⑤ガバナンス体制の抜本的強化、の5項目からなる包括的な再発防止策を策定いたしました。これらを一過性の取り組みに終わらせることなく、持続可能な仕組みとして、現在履行を進めております。

(1) オペレーションの改善について (①②関連の施策)

事案発覚直後より、SGJ 社において即座に応急措置および抜本的なオペレーション改善に着手いたしました。属人的な運用を排除する業務フローへの見直しと複数名によるダブルチェック体制の義務化、適正な業務量に応じた最適な人員の増員・再配置を行い、現場が過度なプレッシャーに晒されない環境を整備いたしました。

(2) ガバナンスの改善、コンプライアンス教育について (③④⑤関連の施策)

本件を単一子会社の問題に留めず、当社グループ全体が抱える経営上の最重要課題として捉え、グループ全社におよぶリスク管理およびガバナンス体制の強化・高度化を目的とした大規模な組織改編を行いました。グループの経営層から一般従業員まで、意識改革を促すための実践的なコンプライアンス教育は継続的に実施してまいります。今後におきましても、形骸化を防ぐためのモニタリングを徹底し、グループ一丸となって全社を挙げた再発防止と信頼回復に全力を尽くしてまいります。

3. 許可取消後の対応

今回の処分を受け、お客さまよりお預かりしている貨物の輸送に影響が生じないよう SGJ 社における通関申告業務およびその手続き中の貨物の保管業務については、協力会社に外部委託することで、対応してまいります。

4. 業績への影響

2027年3月期の業績への影響について、上記対応に係る業務委託費用等が発生しますが、影響額については開示済みの業績予想に織り込んでおり、本件に伴う業績予想の修正はございません。

お客さまをはじめ関係者の皆さまには多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますこと、重ねてお詫び申し上げます。

以 上

※関税法 67 条：貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。